

## 羽生市ホームページ広告掲載取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、羽生市の印刷物等に掲載する広告の取扱要綱に基づき、羽生市(以下「市」という。)がインターネット上に公開している公式ホームページへの広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告を掲載できるものの範囲)

第2条 広告を掲載できるものの範囲は、次に掲げるいずれかのものとする。

(1) 事業所及び団体

(2) その他、市長が適当と認めるもの

(広告掲載の申し込み)

第3条 広告掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、羽生市ホームページ広告掲載申込書(別記様式)に広告原稿を添付して、市長に提出しなければならない。

2 同一申込者が申し込める広告は、1月につき1枠限りとする。

(広告掲載の位置)

第4条 広告掲載の位置は、市が指定した位置とする。

(広告内容)

第5条 広告のデザイン及び内容等は、羽生市ホームページのイメージを損なうことのないよう、申込者と調整してから掲載するものとする。

(広告掲載料等)

第6条 広告掲載料は、1枠あたり月額10,000円とする。

2 広告の規格(1枠)は、次のとおりとする。

(1) 天地 60ピクセル

(2) 左右 120ピクセル

(3) 4キロバイト以内

(4) GIF形式

(広告の掲載期間)

第7条 広告掲載期間は1月単位とし、連続する掲載期間は最長12

月とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

- 2 広告掲載期間内に、市の都合でホームページを閉鎖した時間が生じた場合は、その閉鎖した時間に応じ次のとおり掲載期間を延長する。

閉鎖した時間	延長する日数
3 時間以上 2 4 時間以内	1 日
2 4 時間以上	閉鎖日数 + 1 日

(その他)

- 第 8 条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成 1 7 年 1 月 1 日から施行する。